

No.18 奈良時代の人々の暮らし	年 組
	氏名

/10問

次の () に当てはまる言葉をそれぞれ書きましょう。

1 人々は、律令に基づいて、6年ごとに作られる、右のような① () に登録された。



2 ① に登録された6歳以上の全ての人々には、性別や身分に応じて② () と呼ばれる土地があたえられた。

3 国が人々に②をあたえ、その人が死ぬと国に返させることを定めた法を③ () という。

4 口分田の面積に応じて、収穫量の約3%の稲を納める税を④ () という。

5 右は、布や特産物を納める税である⑤ () を運ぶときに、荷札として付けられた⑥ () である。



6 兵役で兵士になった人々の中には、⑦ () として九州に送られる者もいた。

7 人口が増加して口分田が不足してきたことから、人々に開墾をすすめるために、743年に⑧ () を出し、新たに開墾した土地の私有を認めた。

8 ⑧が出されると、貴族や寺院などは、周りの農民を使って土地を開墾し、私有地を広げていった。このような私有地はのちに⑨ () と呼ばれた。

9 墾田永年私財法によって、律令制度の根本となる⑩ () の原則がくずれていった。

【解答】

- ① 戸籍
- ② 口分田
- ③ 班田收授法
- ④ 租
- ⑤ 調
- ⑥ 木簡
- ⑦ 防人
- ⑧ 墾田永年私財法
- ⑨ 荘園
- ⑩ 公地・公民

律令制度の仕組みが整えられて間もなく、根本の原則がくずれていった様子をまとめてみよう。

